



春日井市
Kasugai City

あなたの大切な資産を負動産にしないためにも…

空き家のことを 考えてみませんか？

相続

今のうちに
しておく
よいことって？



管理

手間や費用は？
何が問題に
なるの？



売却 賃貸

誰に
相談すれば
いいの？

解体

解体した後の
税金は？

【お問い合わせ先】

春日井市まちづくり推進部 住宅政策課 空き家対策担当

TEL (0568) 85-6572

FAX (0568) 85-0991

E-mail jutaku@city.kasugai.lg.jp



©Kasugai City 2008
春のまち春日井「道風くん」



空き家のこと、専門業者に相談してみませんか？

専門業者との相談までの流れ

- ① 空き家所有者が市に相談（情報提供同意書※の提出）
- ② 市から連携協定団体に相談内容等の情報を提供
- ③ 連携協定団体から市に専門業者決定の連絡
市から空き家所有者に専門業者を紹介
- ④ 空き家所有者と専門業者で相談開始



※情報提供同意書：専門業者との相談を希望される場合は、空き家に関する事や検討したい事等の情報を、市から連携協定団体に提供することに同意して頂きます。

専門業者との相談物件限定

空き家の残置物撤去補助

売買や賃貸借をする空き家の家財道具等の片づけに要する費用の一部を補助します。（空き家の残置物を事業者に依頼して撤去するものが対象）

最大
10万円



春日井市の空き家対策に関する取組み(補助等)

空き家の解体補助

空き家を解体する費用の一部を補助します。

最大
20万円



空き家の建替え補助

自身（2親等内の親族）が所有する空き家の建替えをする費用の一部を補助します。

最大
150万円



既存住宅状況調査(インスペクション)補助

売却等が予定されている空き家の既存住宅状況調査（インスペクション）の実施に要する費用の一部を補助します。

最大
5万円



空き家バンク

空き家の情報を市のホームページ等に公開し、流通を促進する制度です。



空き家譲渡所得の特別控除

空き家を更地等にして売却した際に発生する譲渡所得にかかる所得税の控除を受けることができる国の制度です。

最大
3,000万円
控除



補助や控除等を受けるためには、条件があります。詳細は、春日井市住宅政策課までお問い合わせ下さい。

（令和4年3月作成）